

# 国民年金保険料は前納 (一括納付)がお得です!



## ○8月以降も、いつでも前納できます。

平成28年3月までの国民年金保険料をまとめて前納(一括納付)すると、保険料が割引きとなりお得です。

例えば、10月(前納の納付期限/平成27年10月末日)に、平成27年10月分～平成28年3月分までの6か月分を前納すると、760円も割引きとなります!!

前納する月	平成27年					平成28年		
	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
前納額(円)	123,330	108,070	92,780	77,440	62,060	46,620	31,030	15,590
月々納めると	124,720	109,130	93,540	77,950	62,360	46,770	31,180	15,590
割引額	1,390	1,060	760	510	300	150	150	—

前納納付を希望する方は、前納用の納付書で納めなければならないので、役場年金担当または函館年金事務所までご連絡ください。

- 前納後にお勤めを始めたら……保険料をお返しします。  
前納をしたあと、厚生年金に加入するなどされた場合、その後の保険料はお返しします。

## ～国民年金保険料は忘れずに納めましょう!～ ＝年金は世代と世代の支え合い＝

お問い合わせ先	町民課 戸籍医療年金係 (☎2-2453)
	函館年金事務所 国民年金課 (☎0138-56-1165)

## 平成27年10月1日に 国勢調査を実施します



国勢調査は、日本の人口や世帯の実態を明らかにするため、統計法という法律に基づき5年ごとに実施する最も基本的で、重要な統計調査です。

- ◆調査の期日  
平成27年10月1日現在で実施します。
- ◆調査の対象  
日本にふだん住んでいるすべての人を対象とします。外国人も対象です。
- ◆調査事項  
氏名、男女の別、出生の年月、世帯主との続き柄、配偶の関係、国籍、現在の住居における居住期間、5年前の住居の所在地、就業状態、従業地又は通学地、従業上の地位、所属の事業所の名称及び事業の種類、仕事の種類

**【お問い合わせ先】**  
まちづくり新幹線課企画係 (☎2-2450)

## マイナンバー (社会保障・税番号) 制度が始まります



マイナンバー(社会保障・税番号)は、住民票を有する全ての方に1人1つの番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものです。

- 番号はいつ、どのように通知されますか?  
今年10月以降、住民票を有する国民の皆様一人一人に、12桁のマイナンバーが通知されます。中長期在留者や特別永住者などの外国人も対象です。原則として、住民票の住所あてにマイナンバーが記載された「通知カード」が送付されます。住民票の住所と異なるところにお住まいの方はご注意ください。  
マイナンバーは一生使うものです。マイナンバーが漏えいして、不正に使われるおそれがある場合を除いて、一生変更されませんので、大切にしてください。

**【お問い合わせ先】**  
町民課 戸籍医療年金係 (☎2-2453)

